

## 「中企団社労士システム」サポートメンテナンス・サービス利用規約

### 第1条 (適用)

本規約は、中小企業福祉事業団株式会社から業務委託を受けた株式会社エムケイシステム（以下当社という）が「中企団社労士システム」（以下「本製品」という）について、ご購入頂いたお客様（以下契約者という）を対象として行うサポートメンテナンス・サービス（以下「本サービス」という）に関する規約条項を定めるものです。

### 第2条 (本サービスの開始と期間)

1. 本サービスは、契約者が当社ホームページから本製品のダウンロード・セットアップ時に、本規約を承諾し、同意のサインをすることにより本サービスの申込を行なったものとして、本サービスを開始するものとします。又、本サービス料金は本製品セットアップ翌月から発生します。
2. 本契約の有効期間は、契約開始日から1年間とします。1年間経過後は、契約者又は当社から契約解除希望日より1ヶ月前までに申し出がある場合は解約できるものとします。解約希望のない場合は、契約は自動延長されるものとします。

### 第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は次の通りとします。

- (1) システムバージョンアップ（インターネットメンテナンスを含む）
  - ・法律等の変更や帳票仕様の変更によるバージョンアップ
- (2) 電話・FAXによる操作問合せ（ヘルプデスク）
  - ・電話の問合せ時間、9:00～17:00（土、日、祝祭日その他、当社の指定する休日を除く）
- (3) 出張によるサポートは、別途、有償にて対応するものとします。  
本サービスには、契約者のPC、ネットワーク等の使用環境に関するものは含まれません。

### 第4条 (対象商品)

本製品に含まれる、社会保険、雇用保険、労働保険個別、労働保険事務組合、労災給付請求帳票作成、給与計算、報酬請求、電子申請、外部事務組合委託の各システムを対象とします。

### 第5条 (料金と支払方法)

1. 本サービスの料金は、スタンドアロン版が月額 5,000 円 (+税)、LAN 版が月額 8,000 円 (+税) とします。
2. 契約者の支払いは、カード決済方式に限ります。契約者が当社ホームページからカード登録を行うものとします。カード決済は、契約者の登録したクレジット会社より、当社の回収代行会社を通してセットアップ翌月分から毎月請求し、カード決済されます。

### 第6条 (契約の解約)

1. 契約者及び当社は、そのどちらかが本利用規約違反を行った時は、契約を解除できるものとします。
2. 契約者が料金等の支払いが遅延した時は、当社は契約解除をする事ができるものとします。
3. 前項の規定により契約を解約するときは、契約者または当社は、相手方に対してその旨を通知することを要します。

### 第7条 (契約者の義務)

1. 契約者は、当社へのお問合せの場合は必ず当社が発行した「登録番号」を提示するものとします。
2. 申込時の申込内容に変更があった場合、速やかに当社に通知するものとします。

### 第8条 (秘密保持その他)

1. 契約者または当社は、本規約の締結に伴って得たすべての情報について、中小企業福祉事業団株式会社を除く第三者に漏洩してはならないものとします。
2. 契約者または当社は、双方が本規約に定める義務に違反したとき、又は相手方の責に帰すべき事由により、自らが被害を被ったときは相手方に対して被った損害の賠償を請求することができます。

但し、その賠償金額は、契約者の支払う本サービス料金の1ヶ月分を上限とします。

#### **第9条（個人情報の取り扱い）**

1. 当社及び契約者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、中小企業福祉事業団株式会社を~~お~~除く第三者に開示又は漏洩しないものとし、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとし、
2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとし、

#### **第10条（反社会的勢力の排除）**

1. 当社及び契約者は、反社会的勢力で無い事、反社会的勢力を利用しない、協力しない、係りをもたない事を表明し、保証するものとし、
2. 当社及び契約者は相手方が前号に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、当社と契約者間で締結した一切の契約を解除する事ができるものとし、

#### **第11条（規約の変更）**

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとし、

#### **第12条（協議事項）**

本規約に定めのない事項または、本規約に疑義が生じた事項については、契約者と当社が誠意をもって協議の上、解決を図るものとし、

規約改定日 平成26年3月31日  
平成27年5月1日

以上